

事務連絡
令和3年7月12日

保護者 各位

中城村長 浜田 京介
(公印省略)

「緊急事態宣言」の延長に伴う各保育施設等の対応について

平素より本村の教育・保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力賜り心より感謝申し上げます。

沖縄県では、令和3年5月23日から同年6月20日までとされていた緊急事態宣言の再延長が決定され、措置期間は8月22日までとされました。

緊急事態宣言の期間は延長となりましたが、村内の保育施設等においては、引き続き感染症対策や児童・職員の健康管理を徹底し、通常保育を行ってまいります。

保護者の皆様におかれましては、下記の点にご留意頂き、引き続き感染予防の徹底に努めて頂くとともに、不要不急の外出や移動の自粛等にご協力頂きますようお願い申し上げます。

なお、地域で感染が拡大している場合には、医療従事者等、生活社会の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼又は臨時休園を実施させていただくことがある旨申し添えます。

記

1 登園時の留意点

- ① 児童に発熱(37.5℃が目安)や呼吸器症状などの風邪症状がある場合、登園を控えるようお願い致します。なお発熱等の判断をする場合は個人差があることに留意し、何かあれば保育施設または村役場へご相談下さい。
- ② 発熱等が認められる場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様に登園を控えてください。

2 土曜日やお仕事がお休みなどの際、家庭で保育ができる場合にはご協力頂きますようお願いいたします。

3 園児及びご家族の方が陽性や濃厚接触の疑いがある場合には、登園を控えていただき、保健所や保育所へ速やかにご連絡をお願いいたします。

4 感染者が発生した場合、当面の期間、臨時休園とします。期間については、保健所や関係機関と相談のうえ決定します。

※沖縄県の感染状況によっては、今後、変更があり得ることをご承知おきください。